

夫に採用され組合員獲得に奔走し居りたる處業務不良の理由にて解雇されたるに依り組合側より抗議を申込み引續き採用に決定したのであるが組合幹部支部に在りては全總九聯に連絡を取り遂に争議を勝發せしめたのである。

十一、要 求 事 項 ( 歎 願 書 )

1、徒弟の部

- 一 徒弟の手當は毎月現在支給額より壹圓を値上げられたし
- 二 寄宿舎内の衛生設備を完備せられたし
- 三 給與を充分せられたし
- 四 機業手當を増額せられたし
- 五 賞與は半期五圓以上を支給せられたし
- 六 工場法及健康保険法を遵重せられたし

2、職工人夫の分

- 一 職工人夫の日給は即時一人當貳拾錢を昇給せられたし
- 二 機業手當及び賞與金額せられたし
- 三 職長は工場内の平和の爲態度を改める様反省せられたし

十二、經 過

日石靴手支部は全總九聯と連絡し組合員たる人夫石原葉澄を動かし一月七日以來準備を備へ十一日午前五時組合側は各従業員自宅を訪問して罷業参加を勧誘し職工三名を獲得したのであるが、其の買動は殊更に争議を煽動する傾きありたる爲所轄直方署は中心分子たる組合支部主事吉田英太外三名を檢束したのである。

十一日午前七時來捜せる全總九聯元阪順次、日石主事宮崎太郎外一名は地元組合の指導者檢束せられ従業員は凡ど就業し居る爲種々之が對策を協議したる結果翌十二日直方署を訪問